

# 第4回教育委員会

令和2年3月19日  
午後3時30分  
大阪市教育センター

案 件

議案第15号

大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則案

## 議案第 15 号

### 大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則案

#### (趣旨)

第 1 条 この規則は、大阪市立学校活性化条例(平成 24 年大阪市条例第 86 号。以下「条例」という。)第 16 条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校 本市が設置する学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する小学校をいう。
- (2) 複式学級 2 の学年の児童で編成する学級をいう。
- (3) 単学級 1 の学年における学級数が 1 であることをいう。
- (4) 適正配置関係校 学級数の規模が適正規模である学校で、適正配置対象校(条例第 16 条第 4 項に規定する適正配置対象校をいう。以下同じ。)との統合の相手方となる学校又は適正配置対象校の通学区域(大阪市立小学校及び中学校における就学すべき学校の指定に関する規則(平成 25 年大阪市教育委員会規則第 40 号)第 2 条第 3 号に規定する通学区域をいう。以下同じ。)の変更と併せて通学区域を変更する学校をいう。

#### (適正配置対象校の区分)

第 3 条 適正配置対象校については、毎年 5 月 1 日現在の学校現況調査、住民基本台帳等を勘案し、次に掲げるとおり区分する。

- (1) 複式学級を有する学校
- (2) 前号に掲げる学校を除き、児童数が 120 名を下回り、今後とも児童数が 120 名以上に増加する見込みがない学校
- (3) 児童数が 120 名以上であるが、今後児童数が 120 名を下回ることが見込まれる学校
- (4) 前 3 号に掲げる学校を除き、全ての学年において単学級であり、今後とも全ての学年において単学級であることが見込まれる学校
- (5) 7 学級以上 11 学級以下であるが、今後全ての学年において単学級になることが見込まれる学校
- (6) 7 学級以上 11 学級以下であり、今後とも 7 学級以上 11 学級以下であると見込まれる学校

(学校再編整備計画)

第4条 条例第16条第5項の教育委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 適正配置対象校及び適正配置関係校の学級数及び児童数の推移並びに今後の見込み
- (2) 適正配置対象校の学級数の規模を適正規模にするための方法
- (3) 学校再編整備計画実施のための学校施設の整備計画
- (4) 学校再編整備計画実施後の学校の通学路及び通学路の安全対策
- (5) その他必要な事項

(学校再編整備計画の策定)

第5条 教育委員会は、あらかじめ適正配置対象校の所在する区の区担当教育次長が作成した学校再編整備計画案をもとに、学校再編整備計画を策定する。

2 学校再編整備計画における、当該計画実施後の学校への通学距離は、原則として、2キロメートル以内とする。

3 適正配置対象校との統合の相手方となる学校又は適正配置対象校の通学区域の変更と併せて通学区域を変更する学校は、原則として、当該適正配置対象校の通学区域と共通する通学区域を有する中学校（本市が設置する学校教育法第1条に規定する中学校をいう。）の通学区域内にあり、かつ当該適正配置対象校と通学区域が隣接している学校とする。

4 学校の統合を実施する場合の学校再編整備計画において、当該計画実施後の学校は、適正配置関係校と統合する場合にあっては、適正配置関係校の所在地に、適正配置対象校と統合する場合にあっては、統合するいずれかの適正配置対象校の所在地に設置するものとする。ただし、必要な学校施設の整備が困難な場合等、やむを得ないと認められる場合はこの限りでない。

5 第3条第1号から第5号までに区分される適正配置対象校の学校再編整備計画は、学校施設の整備計画等を勘案した最短の時期の実施となるように策定しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事由があると認める場合はこの限りでない。

6 第3条第6号に区分される適正配置対象校の学校再編整備計画は、学級数及び児童数の推移を十分に考慮して、適切な時期に策定するものとする。

(学校再編整備計画の変更)

第6条 教育委員会は、当該適正配置対象校の学級数及び児童数の推移、学校施設の整備状況等を勘案し、必要に応じて当該適正配置対象校の所在する区の区担当教育次長が作成する変更案をもとに、学校再編整備計画を変更することができる。

(学校適正配置検討会議)

第7条 教育委員会は、前2条の規定により学校再編整備計画を策定し、又は変更した場合、条例第16条第7項(同条第8項で準用する場合を含む。)に基づき学校再編整備計画について保護者等の意見を聴取する場として、学校再編整備計画ごとに学校適正配置検討会議(以下「会議」という。)を開催する。

2 会議の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、当該適正配置対象校及び当該適正配置関係校(以下「当該学校等」という。)の校長の意見を聴いて、当該学校等の所在する区の区長の推薦により、教育委員会が委嘱する。

- (1) 当該適正配置対象校又は当該適正配置関係校に在籍する児童の保護者
- (2) 当該適正配置対象校又は当該適正配置関係校の所在する地域の住民
- (3) 当該適正配置対象校又は当該適正配置関係校の学校協議会の構成員
- (4) 前各号のほか教育委員会が適当と認める者

3 委員の定数は、原則として、当該学校等のうち1の学校ごとに5名以内とし、会議ごとに定める。

4 委員の任期は、特に必要がある場合を除き、委嘱の日から4年以内とする。

5 委員が欠けたことにより新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 会議においては、次の各号に掲げる事項について意見聴取を行う。

- (1) 学校再編整備計画に関すること
- (2) 学校名案、校章、校歌、標準服、その他必要な事項に関すること

7 会議は原則として公開するものとする。

8 会議において必要と認めるときは、保護者、地域住民その他の関係者に対し、会議への出席を求め、意見を聴取することができる。また、当該適正配置対象校又は当該適正配置関係校に在籍する児童について、当該児童の保護者又は当該児童が在籍する学校の校長の同意を得た場合には、意見を聴取することができる。

(実施の細目)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

# 大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則の制定について

## 1 制定趣旨

本市ではこれまで児童の教育環境の改善を第一に、学校配置の適正化の取組を進めてきたところであるが、適正化にかかる統一的なルールを定め、より円滑にその取組を推進する必要があることから、大阪市立学校活性化条例を改正し、小学校の学級数の適正規模の確保について新たに規定したところである。

本条例の改正に合わせ、小学校の学級数の適正規模の確保のための手続き等について定めるため、本規則を制定する。

## 2 主な制定内容

- (1) 適正配置対象校の区分（第3条）  
学級数・児童数に応じた適正配置対象校の区分を規定
- (2) 学校再編整備計画（第4条）  
条例第16条第5項に定める学校再編整備計画の記載事項を規定
- (3) 学校再編整備計画の策定（第5条）  
学校再編整備計画の策定手続き、内容についての規定
  - ・区担当教育次長が計画案を作成すること
  - ・学校再編整備計画実施後の学校の通学距離について
  - ・学校再編整備計画実施後の所在地等、統合又は通学区域の変更の基本的な考え方について
  - ・学校再編整備計画の実施時期及び策定期間について
- (4) 学校再編整備計画の変更（第6条）  
学校再編整備計画の変更について規定
- (5) 学校適正配置検討会議（第7条）  
条例第16条第7項に定める保護者等からの意見聴取について規定

## 3 施行期日

令和2年4月1日

## 4 その他

- (1) 教育委員会会議における議決事項について  
学校再編整備計画の策定並びに策定した学校再編整備計画にかかる重要事項（実施時期、場所等）の変更については、教育委員会会議の議決を必要とするものとする。
- (2) 規則第5条第5項ただし書きについて  
大阪市外に設置する小学校（弘済小・長谷川小）については、児童福祉施設に併設する学校であり、隣接する大阪市立小学校もないことから、また、全市募集を行っている施設一体型小中一貫校についても、通学区域を越えた市内全域より2から3学級編成となるよう児童の募集を行っていることから、ただし書きの適用とする。

○ 大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則第5条第4項ただし書きについて

規則第5条第5項中、「ただし、教育委員会が特別の事由があると認める場合」の学校は、次のとおりとする。

1 大阪市外に設置する小学校

名称	位置
大阪市立長谷川小学校	大阪府柏原市円明町
大阪市立弘済小学校	大阪府吹田市古江台6丁目

2 大阪市立小学校及び中学校における就学すべき学校の指定に関する規則（平成25年大阪市教育委員会規則第40号）第5条第2号に定める小学校

名称	位置
大阪市立浪速小学校	大阪市浪速区日本橋西1丁目
大阪市立啓発小学校	大阪市東淀川区東中島4丁目
大阪市立南港みなみ小学校	大阪市住之江区南港中3丁目
大阪市立矢田小学校	大阪市東住吉区矢田3丁目
大阪市立新今宮小学校	大阪市西成区花園北1丁目

## 大阪市条例第 13 号

## 大阪市立学校活性化条例の一部を改正する条例

大阪市立学校活性化条例（平成 24 年大阪市条例第 86 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項中「又は第 39 条」を削る。

第 17 条を第 18 条とし、第 16 条を第 17 条とし、第 15 条の次に次の 1 条を加える。

（小学校の学級数の適正規模の確保）

第 16 条 教育委員会は、小学校の学級数の規模を適正規模（児童の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実を図るために望ましい小学校の学級数の規模をいう。以下同じ。）にするよう努めなければならない。

2 適正規模は、学級数が 12 から 24 までであることとする。

3 教育委員会は、前項に定める学級数を変更するためにこの条例を改正しようとするときは、あらかじめ大阪市学校適正配置審議会の意見を聴かなければならない。

4 教育委員会は、学級数の規模が適正規模を下回る小学校であって今後も適正規模となる見込みがないと認めるもの（以下「適正配置対象校」という。）について、統合又は通学区域の変更によりその学級数の規模を適正規模にするための計画（以下「学校再編整備計画」という。）を策定しなければならない。

5 学校再編整備計画には、計画の実施時期、実施後の小学校の所在地その他教育委員会規則で定める事項を記載するものとし、その内容は、適正配置対象校の学級数の規模が適正かつ円滑に適正規模となることができるものでなければならない。

6 教育委員会は、学校再編整備計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

7 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、前項の規定により公表した学校再編整備計画の内容その他教育委員会規則で定める事項について、保護者等の意見を聴かなければならない。

8 前 2 項の規定は、学校再編整備計画の変更について準用する。

## 附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第13条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に策定されている小学校の学級数の規模を適正な規模とするための計画（学級数の規模が12を下回る小学校の学級数の規模を12から24までにすることをその内容とするものに限る。）であってこの条例による改正後の大阪市立学校活性化条例第16条第5項に定める要件を満たしていると教育委員会が認めるものは、同条第4項の規定に基づき策定された同項に規定する学校再編整備計画とみなす。